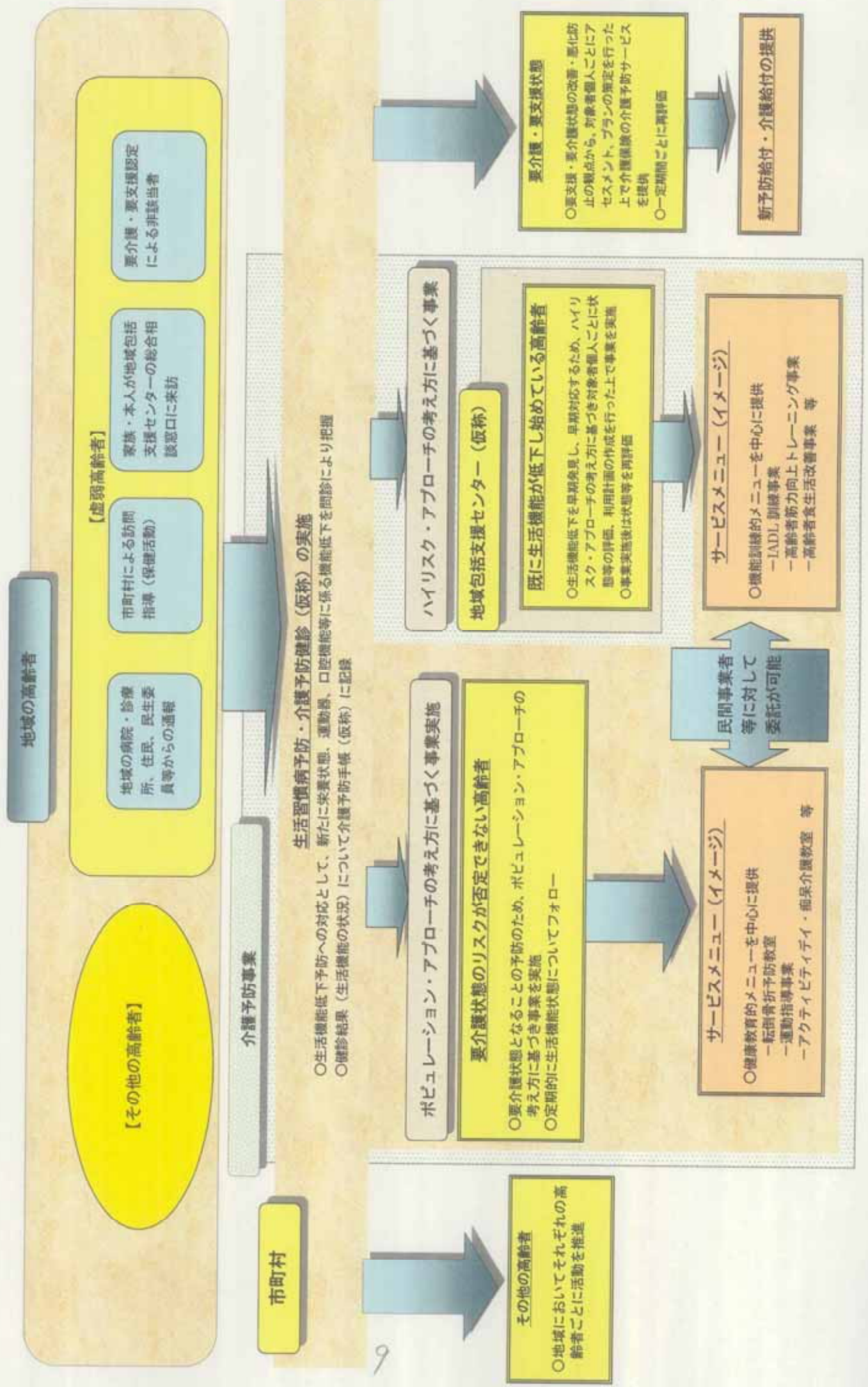


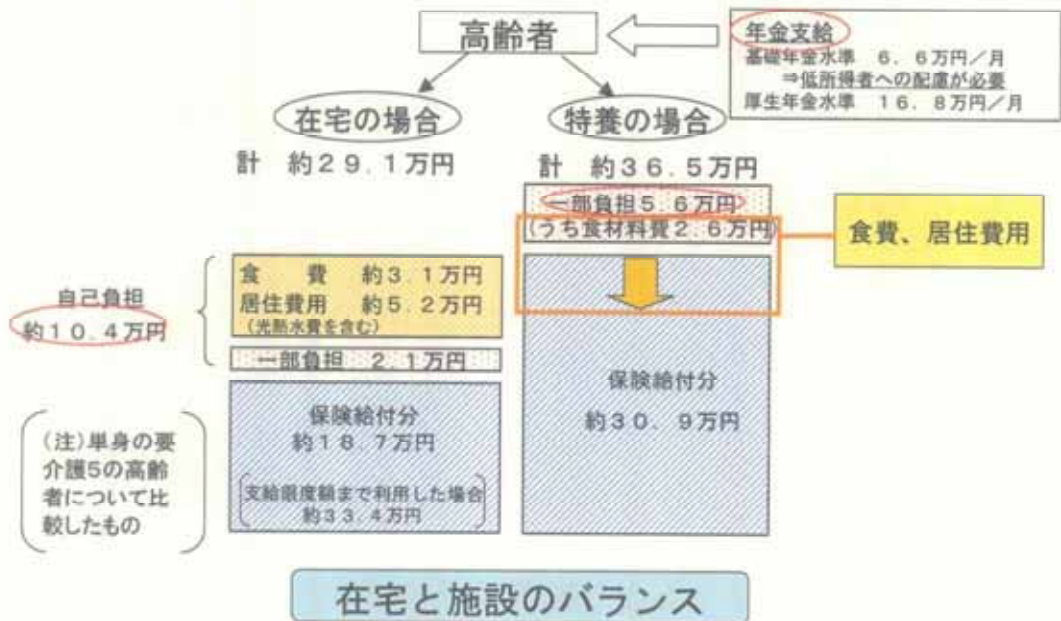
# 地域支援事業における介護予防事業（仮称）の基本スキーム（イメージ案）



## **2. 施設給付の見直しについて**

# 施設給付の見直し

- 施設における食費、居住費用は在宅と同様、保険外（利用者負担）とする
  - 〈居住費用〉 個室：減価償却費＋光熱水費相当  
多床室：光熱水費相当
  - 〈食費〉 食材料費＋調理コスト相当
- 低所得者対策
  - ・市町村民税非課税の世帯には、負担の軽減措置（介護保険制度で補足給付）



介護保険と年金の調整

- 諸外国の介護施設では、食費、居住費は自己負担が原則

	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン	アメリカ
利用者負担	食費・居住費用 給付限度額を超える部分は自己負担が原則(※)。 低所得者については州の社会扶助(公費)が支給される。	施設入所については一定以上の所得・資産を有する者は全額自己負担。 低所得者については、サービスを要する費用の全部又は一部を地方自治体が負担。 在宅については地方自治体により異なる。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。 低所得者については社会扶助から支給。	施設における食費・居住費用は自己負担が原則。低所得者には家賃補助等を支給。	メディケアでは一定期間しか給付されず、期間経過後は全額自己負担。 自己負担できないと認められる場合はメディケイドで対応。

(※)徴収額は施設により区々であるが900～1,400ユーロ(1ユーロ=130円で12万～18万円程度)



# 施設給付の見直しについて

## I 居住費用・食費の見直し

### (1) 居住費用

#### ① 保険給付の対象外とする費用の範囲・水準

○居住環境の違いを考慮した取扱いとする。

個室・ユニット：減価償却費＋光熱水費相当  
準個室（※）：減価償却費＋光熱水費相当  
多床室：光熱水費相当

※準個室：非ユニット型の個室、ユニット型で個室に準ずるもの

#### ② 利用者負担の水準

○施設と利用者の契約により定められる。

※介護施設の経営実態調査や家計調査データからみたモデル的な負担水準

個室・ユニット 6万円／月程度  
準個室 5万円／月程度  
多床室 1万円／月程度

○低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足給付を介護保険制度内に創設。

### (2) 食費

#### ① 保険給付の対象外とする費用の範囲・水準

○食材料費＋調理コスト相当 とする。

○栄養管理については、栄養ケアマネジメントや給食管理業務の在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

○通所系サービスの食費についても保険給付の対象外とする。

#### ② 利用者負担の水準

○施設と利用者の契約により定められる。

※介護施設の経営実態調査や家計調査データからみたモデル的な負担水準

4. 8万円／月程度

○低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足給付を介護保険制度内に創設。

### (3) 補足的給付

#### ①対象者

○介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、保険料段階が第1段階、新第2段階、新第3段階に該当する者であって申請のあったもの

#### ②給付額

○所得段階に応じ、「補足的給付の基準額」－「負担上限額」が補足的給付の額となる。

		居住費用	食費
補足的給付の基準額	個室	6.0万円	4.8万円
	準個室	5.0万円	
	多床室	1.0万円	
負担上限額			
第1段階 (生活保護受給者等)	個室	2.5万円	1.0万円
	準個室	1.5万円	
	多床室	0万円	
新第2段階 (市町村民税世帯非課税かつ年 金収入が80万円以下等)	個室	2.5万円	1.2万円
	準個室	1.5万円	
	多床室	1.0万円	
新第3段階 (市町村民税世帯非課税かつ 新第2段階非該当者)	個室	5.0万円	2.0万円
	準個室	4.0万円	
	多床室	1.0万円	

※1 数字は一人当たり月額

※2 個室は「個室・ユニット」

※3 施設において設定している居住費用及び食費がこの基準額を下回る場合は、施設において設定している額と負担上限額との差額が給付額となる。

## II 低所得者等に対する措置

### (1) 高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第2段階」については、現行の月額上限を引下げ。

月額上限 2.5万円 → 1.5万円

### (2) 旧措置入所者の経過措置の延長等

#### ①現行措置の概要

- 対象者：介護保険法施行以前に、市町村の行政処分（旧措置）により、特別養護老人ホームに入所した者
- 内容：介護費用の自己負担部分と食費の合計額が、法施行前の費用徴収額を上回らないように設定。
- 期間：施行後5年（平成17年3月31日で期限切れ）
- 根拠法：介護保険法施行法